

第2章（都市再生）

【都市再生特別措置法の一部を改正する法律】

権 奇法

本改正は、都市の国際競争力の強化やまちのにぎわい創出、そして、民間事業者のノウハウや資金を活用した都市再開発の推進を目的として、各種の制度創設や規制緩和を行うものである。

具体的には、①都市において、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるため、都市開発事業等を通じて、その活動の拠点の形成に資するよう、都市機能を高度化し、及び都市の住居環境を向上させるための緊急かつ重点的整備が有効である地域としての「特定都市再生緊急整備地域制度」の創設を主な内容としている。さらには、②民間都市開発プロジェクトに対する金融支援、③道路占用許可基準の特例と都市利便増進協定制度の創設を内容とする「まちのにぎわい・交流の場の創出」、④市町村都市再生整備協議会制度の見直し、⑤まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって一定の要件に該当するものを、都市再生整備推進法人の対象として追加するとともに、都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度の創設などの内容が含まれている。

I はじめに

第177回国会において、都市再生特別措置法の一部を改正する法律が成立し、4月27日に公布された。都市再生特別措置法は、バブル経済崩壊以降の大都市を中心とした不良担保不動産や低未利用地の発生に対処し、都市機能の高度化と都市の居住環境の向上を図ることを目的として、平成14年4月に成立した法律である。政府が都市の再生の推進に関する基本方針を策定するとともに都市再生緊急整備地域を指定し、容積率などの規制緩和、金融支援、税制支援などの措置を講じることを内容とするものである。

II 背景と経緯

1. 背景

昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業、人等を呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することが重要な課題である。

また、少子高齢化や人口減少が進展し、国、地方を通じて財政状況が悪化している中、行政だけではなく、企業や特定非営利活動法人等の民間主体のまちづくりへの積極的な参画を促し、官民連携によるまちづくりを推進することを通じて、おのおのの地域のポテンシャルを活性化させ、都市の魅力を高めていくことが求められている。（法律案提案理由）

2. 経緯

都市再生特別措置法が第177回国会において改正されるまでの経緯としては、国土交通省成長戦略

(平成22年5月17日)と、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)が大きく影響した。その内容は以下のとおりである。

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日) (秒)

5. 住宅・都市分野

I 大都市イノベーション創出戦略

～国際都市間競争に打ち勝ち、世界のイノベーションセンターへ
世界都市東京をはじめとする大都市の国際競争力の強化

3) 課題に対応した政策案：早期の実現を目指すもの(平成23年度概算要求を含む)

①大都市の国際競争力強化に向けて、国家戦略プロジェクトによる都市の再構築とそれを実現するための官民連携によるワンストップ型の体制を確立するため、都市再生特別措置法の前倒し延長・拡充や大都市圏戦略の策定を行う。

II 地域ポテンシャル発現戦略

～地域ポテンシャルを引き出し、サステナブルな地域・都市経営を実現

1. 新たな担い手による自発的・戦略的な地域・まちづくりの促進

3) 課題に対応した政策案

早期の実現を目指すもの(平成23年度概算要求を含む。)

③まちづくりに係る官民連携組織(ワンストップ機能)の立ち上げを促進し、まちのリニューアルを図るための規制緩和と支援を行う。

・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) (秒)

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

(4) 観光立国・地域活性化戦略

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～
(大都市の再生)

・・・成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を
目指す必要がある。・・・

(別表) 成長戦略実行計画(工程表)

IV 観光・地域活性化戦略

～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

1. 大都市の再生

早期実施事項(2010年度に実施する事項)

民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等(法案提出)

2011年度に実施すべき事項

民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等(立上げ支援)

都市再生特別措置法の改正は、以上のような経緯から、官民連携を通じた都市の国際競争力の強化や都市の魅力を向上することによって、都市再生を図るためのものである。

Ⅲ 法律案の概要

1. 特定都市再生緊急整備地域制度の創設

(1) 「特定都市再生緊急整備地域」

改正法においては、まず、「都市の国際競争力の強化」を「都市において、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるため、都市開発事業等を通じて、その活動の拠点の形成に資するよう、都市機能を高度化し、及び都市の住居環境を向上させること」と定義したうえで（第2条4項）、そのための緊急かつ重点的整備が有効である地域として、「特定都市再生緊急整備地域」制度を創設した。

「特定都市再生緊急整備地域（以下、「特定地域」）」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう（同条5項）。

(2) 官民連携による整備計画

①都市再生緊急整備協議会制度の見直し

特定都市再生緊急整備地域制度の創設に合わせる形で、都市再生緊急整備協議会（以下、「協議会」）が行う事項として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を追加するとともに、協議会に都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者又は公共公益施設を整備し、若しくは管理する者を加えることができるようにした。（第19条）

②官民の合意による整備計画の作成

特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、地域整備方針に基づき、特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画（以下、「整備計画」）を作成することができ、その際、事業の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとした。

整備計画に記載された事業の実施主体は、当該整備計画に従い、事業を実施しなければならない。（第19条の2第1項から第3項まで、第10項及び第11項並びに第19条の3）

(3) 整備計画に基づく特例

①民間都市開発プロジェクト許認可などの手続の迅速化

都市開発事業の許認可等（開発許可（第19条の8）、土地区画整理事業の認可（第19条の9）、都市再生事業に係る認定（第19条の10）、市街地再生開発事業の認可（第19条の11））を円滑かつ迅速な促進を図るため、整備計画の作成の段階において許認可権限者と協議・同意のうえ整備計画に記載・

公表することを持って許認可等があったものと見なすこととした。協議会が許認可に係る手続を行って整備計画に記載・公表することによって、許認可及び時間的リスクに係る事業者の負担を軽減させ、迅速かつ円滑な事業の実施を可能にするためのものである。

②民間都市開発プロジェクトの実施に必要な都市計画決定と事業計画認定の迅速化

整備計画の内容を実現する上で支障となる都市計画が定められている場合において、整備計画が作成されたことにより都市計画を変更する必要性が明らかになったときを、都市計画を変更する必要がある場合の例示として追加した。また、都市計画決定権者は、都市計画の策定の過程において、整備計画が円滑に実施されるよう配慮するものとした。（第19条の12）

さらに、民間都市再生事業計画の認定に関する処理期間の特例として、民間都市再生事業計画の認定の申請に係る都市再生事業の事業区域の全部が特定都市再生緊急整備地域内にあるときは、国土交通大臣は、当該申請を受理した日から45日以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならないこととした。（第22条）

③公共下水道の排水施設からの下水の取水の許可等

協議会は、下水を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給施設等の整備及び管理に関する事業で、公共下水道管理者の許可に係るものに関する事項について、あらかじめ、公共下水道管理者に協議し、その同意を得て、整備計画に記載することができる。（第19条の2第8項及び第9項）民間事業者が下水の未利用エネルギーを利用できるようにする規制緩和である。

④道路の上空利用のための規制緩和

都市再生特別地区に関する都市計画には、特定都市再生緊急整備地域内において都市の国際競争力の強化を図るため、都市計画施設である道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域（以下「重複利用区域」という。）を定めることができるものとし、この場合においては、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下について上下の範囲を定めるものをも定めなければならないものとした。

2. 民間都市開発プロジェクトに対する金融支援

国土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行うことができるようにし、貸付け等に要する資金の財源に充てるための借入金又は債券に係る債務について、保証契約をすることができることとした。貸付制度の導入と合わせて、民間都市開発推進機構の業務が見直され、これまでの支援実績、民業補完の観点から公共施設に対する無利子の貸付等（改正前の第29条の1項）が廃止された。

3. まちのにぎわい・交流の場を創出

(1) 道路占用許可基準の特例

市町村は、都市の再生に貢献し、道路の通行者等の利便の増進に資する施設等の設置であって道路の

占用の許可に係るものに関する事項について、あらかじめ、道路管理者及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得て、都市再生整備計画に記載することができ（第46条10項及び第11項）、この場合の事項に係る施設等の道路の占用について、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであるとの基準にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができるとした（第62条）。都市再生整備計画の区域内において、オープンカフェ、広告版などの専用許可基準を緩和することにより、道路空間の有効利用によるまちのにぎわい・交流の場の創設を想定したものである。

（2）都市利便増進協定制度の創設

都市再生整備計画に定められた区域内の土地所有者等又は都市再生整備推進法人は、都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設（広場、街灯、並木など）の一体的な整備又は管理に関する協定（都市利便増進協定）を締結し、市町村長の認定を申請することができることとし、認定のあった協定を民間都市機構による支援の対象とすることとする。（第72条の3）まちのにぎわい・交流の場を創出する広場などについて、住居環境の向上に資するよう、地域住民の自主的な管理を図るためのものである。

注意すべき点は、都市利便増進協定には承継効果は付与されないため、都市利便増進協定を締結している土地所有者等が代わった場合には、新しい土地所有者等と改めて都市利便増進協定を締結する必要があることである。（「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の円滑な運用について（技術的助言）」国都まち第54号平成23年10月20日）

4. 市町村都市再生整備協議会制度の見直し

市町村等は、必要があると認めるときは、協議して、市町村都市再生整備協議会に、都市再生整備計画区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、又は都市開発事業を施行する民間事業者を加えることができるものとした。（第46条の2）

5. 都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度の創設

都市再生整備推進法人は、市町村に対し、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができるものとし（第46条の3）、都市再生整備計画提案が行われたときは、市町村は、遅滞なく、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市再生整備計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならないものとし（第46条の4）、作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該都市再生整備計画提案をした都市再生整備推進法人に通知しなければならないものとした（第46条の5）。

6. 都市再生整備推進法人制度の拡充

まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって一定の要件に該当するものを、都市再生整備推進法人の対象として追加するとともに（第73条）、都市再生整備推進法人が業務を行うことができる区域を都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域とするものとした（第74条）。

7. 民間都市再生事業計画の認定の申請期限の延長

民間都市再生事業計画の認定の申請期限を、平成29年3月31日までに延長した。

【政省令の整備等】

本改正に伴う政省令の整備状況や通知は、以下のとおりである。

1. 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を平成23年10月20日とする。

2. 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

(1) 都市再生特別措置法施行令の一部改正

ア 道路の占用の許可基準の特例の対象となる、都市の再生に貢献し、道路の通行者等の利便の増進に資する施設等は、一定の広告塔等、食事施設等及び自転車駐車器具とする。

イ 都市再生整備推進法人の指定対象となる、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件は、株式会社にあつては総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が100分の3以上であること等とする。

(2) 道路法施行令の一部改正

ア 道路の占用許可対象物件として、一定の道路に設ける食事施設等で道路の通行者等の利便の増進に資するもの及び特定都市道路の上空に設ける施設等を追加する。

イ 食事施設等の道路の占用の場所に関する基準は、食事施設等を地上に設ける場合においては、食事施設等の道路の区域内の地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること等とする。

ウ アと併せて、道路上空に設ける施設等の占用料を定めることとする。

(平成23年10月19日公布、平成23年10月20日施行)

3. 関係通知

(1) 「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）」（平成23年10月20日）

(2) 「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の円滑な運用について（技術的助言）」（平成23年10月20日）

(3) 「都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き「官民連携まちづくりの進め方」について（事務連絡）」（平成23年10月20日）

IV 国会における審議

衆議院議案受理年月日	平成23年2月8日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	平成23年3月29日／国土交通
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	平成23年4月15日／可決
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	平成23年4月15日／可決
参議院予備審査議案受理年月日	平成23年2月8日

参議院議案受理年月日	平成 23 年 4 月 15 日
参議院付託年月日／参議院付託委員会	平成 23 年 4 月 18 日／国土交通
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	平成 23 年 4 月 19 日／可決
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	平成 23 年 4 月 20 日／可決
公布年月日／法律番号	平成 23 年 4 月 27 日／ 24

1. 衆議院における審議の経緯

(1) 国道交通委員会

- ・平成 23 年 3 月 30 日（水曜日）

大島国務大臣による法律案の提案理由と法律案の概要についての説明のみで散会した。法律案提出理由と法律案の概要は以下のとおりである。

[提案理由]

昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業、人等と呼び込むことができるような魅力ある都市拠点形成することが現下の重要な課題となっている。

また、少子高齢化や人口減少が進展し、国、地方を通じて財政状況が悪化している中、行政だけではなく、企業や特定非営利活動法人等の民間主体のまちづくりへの積極的な参画を促し、官民連携によるまちづくりを推進することを通じて、おのおのの地域のポテンシャルを活性化させ、都市の魅力を高めていくことが求められている。

- ・平成 23 年 4 月 13 日（水曜日）
- ・平成 23 年 4 月 15 日（金曜日）

日本共産党を代表して、穀田委員から、東日本大震災で被災した地域の復旧復興、再生を最優先すべきであるにもかかわらず、大都市の大規模開発を促進する支援制度づくりを優先させ、大都市集中を加速させるものであり、民間都市開発プロジェクトの認定の申請期限の延長や新たな金融支援を初め、事業実施主体に民間事業者を追加すること、大臣認定の処理期間の短縮、道路の上空利用のための規制緩和などが、これまでの都市再生政策を深掘りし、大規模開発を進める大企業を一層優遇するものであるとの理由からの反対討論が行われた。

採決の結果、賛成多数で、原案通りに可決された。

- ・衆議院本会議

賛成多数で原案どおりに可決

2. 参議院における審議の経緯

(1) 国土交通委員会

- ・平成 23 年 04 月 19 日

社会民主党・護憲連合を代表した吉田忠智君の反対討論が行われた後、採決がとられ、賛成多数で、原案どおりに可決された。また、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党、たちあがれ日

本・新党改革及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による、震災対策などに関する附帯決議案を提出され、全会一致で可決された。

(2) 参議院本会議

平成 23 年 04 月 20 日、参議院本会議において、賛成多数で原案どおりに可決された。

3. 主な質疑応答

【商店街振興組合法との関係】

○小宮山（泰）委員 にぎわい、交流創出のための民間協定制、都市利便増進協定制が創設をされるが、これまでも、例えば商店街振興組合法に基づいて、商店街振興組合や商店街振興組合連合会では、街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための施設の設置及び管理を事業として行うことができた。ほかの法案等をかんがみて、今回の法案を制定することでのメリットはなにか。

○加藤政府参考人 商店街振興組合が存在しないような商店街エリアとか、商店街に限らず住宅のエリアでも使える制度として都市利便増進協定制を設けた。商店街振興組合法の活用とも連携をという意味で、所管する経済産業省とも連携して適切な運用に努めていきたい。

【特定都市再生緊急整備地域関連】

○高木（陽）委員 特定都市再生緊急整備地域はどういう条件で指定するのか。

○加藤政府参考人 都市再生緊急整備地域のうち、まず、国内外の主要都市との交通の利便性がすぐれていると認められる地域、次に、都市機能の集積の程度が高いと認められる地域、三つ目に、経済活動が活発に行われ、または行われると見込まれる地域に該当する地域につき、都市再生本部での検討も踏まえて、政令により特定都市再生緊急整備地域に指定することとしている。具体的なイメージとしては、まず、国際空港、港湾のアクセスにすぐれるなど交通利便性が高く、国内のビジネス拠点となるような都市や国外の世界経済の中心となるような都市との人の往来が容易に可能であるような地域、二つ目、金融機能等を有するビジネス拠点が形成されていたり、オフィス、商業施設あるいはエンターテインメント施設等の複合的な機能が備わっているなど、都市の機能が充実している地域、三つ目の要素は、企業活動が活発で、地域内GDPが大きく、または大幅な増加が見込まれ、我が国の経済全体への波及効果が大きい地域と考えている。具体的な地域としては、例えば、東京駅、大阪駅周辺は有力な候補である。

【国際競争力強化関連】

○穀田委員 都市の国際競争力強化というのは、その定義の内容と、なぜこういうことが出されたのか。

○加藤政府参考人 都市の国際競争力とは、グローバル化が進み、国際的な都市間競争が本格化する中で、海外の企業ですとか人材をその都市に呼び込んでくる力であるというふうに考えている。我が国の都市の地位の低下が懸念される中で、我が国全体の成長を牽引する大都市の国際競争力強化を図ることが喫緊の課題となっている。

○穀田委員 金融の問題やビジネス拠点や企業全体の波及効果に倣っているというのだが、要は、この法律は、簡単に言えば、金融などの外国資本の会社、つまり、外資を呼び込むために都市を高度化して居

住環境を向上させるという意味なわけである。東日本大震災、原発事故が発生した時点で、様相は一変しており、外資を呼び込むため、誘致するための法案を急いで作るよりも、大震災の復旧復興や原発政策の見直しこそ優先すべきだ。

【都市部と地方部の格差問題】

●渡辺猛之君 法案では、国全体を牽引していくような大都市と、地域の中核を担う中小都市の二つを想定した内容だと理解をしているが、活力のある町をつくるということは、地方の過疎化に悩む地域にとっても大切なテーマである。ある程度の規模のある都市に集中して力を注ぐことによって、都市部と地方部の活力の差が拡大するということはなか。

●大臣政務官（小泉俊明君）地方都市の再生に当たっては、引き続き社会資本整備交付金により公共団体が行う社会資本基盤整備を支援するとともに、民間活力を引き出すために、民間都市開発事業への出資による立ち上げ支援などを行うなどの財政的支援も講じていく必要がある。加えて、本法案では、オープンカフェや産直販売施設などの設置を都市再生整備計画に位置付ければ、道路占用許可基準を緩和するなど、町ににぎわいをもたらす仕組みを導入している。さらに、特定非営利活動法人やまちづくり会社などに都市再生整備計画の提案権を付与するなど、様々な担い手の町づくりの参加を促進して、地方都市を含む全国の都市の再生を図ることとしている。これらの措置により、様々な民間の担い手と行政が一体となった取組が進められ、地方都市の再生、地域の魅力の向上を図られるものと考えている。

【防災関連】

●長沢広明君 都市再生、町づくりにおいて、今回の東日本大震災によって得た教訓、例えば液状化対策とか、都市部においては計画停電の当初、帰宅困難者の大量発生という問題など新たに突き付けられた。防災という観点の課題と今後の都市再生ということを考えれば、都市再生の施策に対して今後、震災、防災ということをどこまで組み込んでいくのかが非常に大事な観点になる。こういうことをきちっと盛り込んでいくということが今後の施策として大事だと思うが、大臣の所見を聞きたい。

●国務大臣（大島章宏君）今回の大震災を受けて私たちも新たな視点というものを加えなければならぬ。液状化、帰宅困難者、交通のルートのネットワーク化を含めて、今回の大震災の教訓を生かしながら次の時代を考えて対策を進めていきたい。

●吉田忠智君 金融機関はリスクが分散されるから評価するのは当然。もしリターンを求めて再開発するのであれば、せめて民間企業がリスクを取って行うべき。震災を受けて、改めて、防災の町づくりを求める声が高まっているが、民間企業は当然コストを意識した開発を行う。これらの民間企業による都市再開発において、防災の視点が後退するおそれはないのか。

●政府参考人（加藤利男君）従来から、民間都市開発プロジェクトに対する金融支援については、防災に備えて避難施設などの防災施設などを金融支援の対象にしてきた。今回の震災を契機に、耐震性に対するテナントのニーズがより強まって、民間の都市開発プロジェクトにおいても事業者はそのようなニーズにこれまで以上に対応していくことが求められる。いずれにせよ、今後とも都市再生事業の認定に際して、事業者に対し防災に関して注意喚起をするなど、都市再生を進めるに当たって防災の視点が後退することのないよう努めていきたい。

【まちなぎわい・交流の場を創出関連】

●上野ひろし君 まず、都市再生整備推進法人につき、これまでも制度はあったけれども、実際に指定された例がなかったという。今回の改正後、本当に有効に活用されるのかどうかという点についても若干懸念するところがある。また、道路占用許可の特例はどれぐらい地方都市の活性化についてインパクトがあるのかについて、若干の疑問がある。また、都市利便増進協定も、これまでもいろいろなやり方で民間による管理、それから一体的な運営は可能だったのではないかと。改めて協定を締結するという制度を設けるとことによる効果は実際にどれくらいあるのかということも含めて疑問がある。

●大臣政務官（小泉俊明君） まず、道路の占用許可の特例については、これまで社会実験として行われたオープンカフェの設置をしてきたが、現実には町を訪れる人がかなり増加し、オープンカフェが町のシンボルとなるようなことで景観の向上に寄与することによってにぎわいの創出や地域の活性化の効果が現実的に認められている。これを積極的に全国に広げられるよう、今回この法律の中で取り入れた。また、民間協定制度について、例えば民間が所有する広場とその周辺のにぎわいや交流を創出する施設について、NPOやまちづくり会社等がこれらの施設を一体的に管理するものであり、一部で取組が現実には開始されているが、これを法制度として講じることにより、この取組が全国に拡大していく。そして、従来からあった社会資本整備総合交付金、民間の都市関係プロジェクトに対する出資による金融支援も加えて、これらの制度を総合的に活用することによって地方都市の活性化に寄与するものと考えている。

V おわりに

本改正は、都市の国際競争力の強化や町のにぎわい創出、そして、民間事業者のノウハウや資金を活用した都市再開発の推進を目的として、各種の制度創設や規制緩和を行ったものである。本改正の地方自治法への影響としては以下のようなことが考えられる

本法における「公共公益施設」が地方公共団体の公の施設（244条）に該当する場合、公の施設に関する地方自治法の規定（244条以下）との関係が問題となり、また、当該施設が地方公共団体の行政財産に含まれる場合は、行政財産の目的外使用の許可（238条の4）などとの関係が問題となりうる。本改正に伴って、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言がなされている。